# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間
- 2. 内 容
  - 目標 1 子 ど も が 生 ま れ る 際 や 生 後 ま も な い 子 を 保 育 す る た め の 父 親 の 休 暇 の 周 知 ・ 利 用 促 進 に 努 め る

## < 対策 >

- ・平成21年5月 和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程に規 定済(入院・退院時、生後まもない子を保育す るための特別休暇)
- ・平成22年度~ 入院・退院時、生後まもない子を保育するための特別休暇を取得するよう啓発
  - 目標 2 子育てのための時間を確保するための短時間勤務制度・育児時間の 周知・利用促進に努める

## < 対策 >

- ・ 平成 2 1 年 3 月 勤 務 時 間 及 び 休 暇 等 規 程 に 規 定 済 ( 育 児 休 業 等 細 則)
- ・平成22年度~ 育児のための短時間勤務制度・育児時間を設けている 事を周知し、利用促進に努める
  - 目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に努めるとともに、育児休業期間中は代替要員の確保に努める

## < 対 策 >

・ 平成22年度~ 育児休業教職員の代替職員を確保するよう努める

付記事項 学内保育環境の整備を検討する。

## < 対策 >

・平成22年度~ 学内保育環境の調査と整備の検討をすすめる。